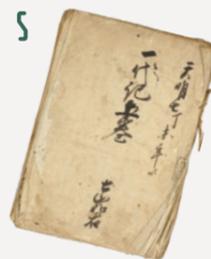


土山宿を知ろう！② 土山家本陣の歴史と人脈



東海道土山宿の本陣・土山家は、土山の宿場町のシンボリック存在です。これを皆さんにより広く知っていただくため、昨年度は企画展「土山宿を知ろう！①」と題し、「明治天皇の東京行幸」という出来事をテーマに、現場である本陣離れ（玉座棟）を会場とした展示を行いました。本陣建物でホンモノの歴史資料を身近に感じたい方が多かったため、ご当主に参加いただいた「ミニトーク」も好評でした。

今年度も、3月5日(日)のイベント「土山宿まちなかひな祭り」にあわせ、本陣を舞台に第2回となる企画展「ミニトーク」を実施します。今回の企画は、「土山家本陣の歴史と人脈」です。

土山家には多くの古文書が残されており、様々な顔を持った家であったことがわかります。例えば、戦国時代末期には、土山家はいったん甲賀を離れざるを得なかったものの、後に舞い戻って本陣職を拝命したこと、宿場の宿命ともいえる大火に三度遭い、そのたびに復興してきたことなど、話題に事欠きません。とくに、江戸時代中期の2代にわたる本陣

当主の日記には、土山家が築いた「人脈」とその地域的・階層的のつながりが克明に記録されており、土山家のみならず、ひろく土山地域の江戸時代を考えるための、良い素材となっています。

さて、その土山家住宅は、企画展会場となる離れを含む4棟が、昨年11月の文化庁の答申を受け、国登録有形文化財に登録されることとなりました。景観上重要な役割を果たしている点が評価されたかたちです。企画展では、この国登録文化財としての土山家についても紹介する予定です。企画展を通じて、歴史豊かな土山宿の一面を感じていただく機会となれば幸いです。

土山歴史民俗資料館・土山宿本陣土山家連携展
土山宿を知ろう!②
～土山家本陣の歴史と人脈～

- 日時 3月5日(日) 10時～15時
- 場所 土山宿本陣土山家離れ(玉座棟)

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。

市ホームページ▶

問合せ 歴史文化財課 普及活用係 **Tel** 69-2252 **Fax** 69-2293

本陣当主の本音も書かれた日記▲

掲載している催し等は、1月20日時点の情報であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、休止・延期している場合があります。



であいひろがる! みんなの図書館

映画会、乳幼児向けおはなし会は当面の間休止します。

※3歳以上を対象としたおはなし会は開催しています。

2月15日～
3月14日までの
行事予定

行事名	内容	月日	曜日	時間	場所
対面朗読	対面朗読 ※事前予約要	2月17日	金	13時30分～15時30分	甲南図書交流館
		3月 3日	金		
ギャラリー	彫刻と能面展	2月 1日(水)～	2月19日(日)		信楽図書館
	第72回 滋賀県統計グラフコンクール優秀作品展 ※入選2～5席は甲賀市内の学校のみ	2月 1日(水)～	2月22日(水)		水口図書館
	編物&手芸作品展	2月21日(火)～	3月19日(日)		甲賀図書情報館
	ぱらら書道作品展	3月 1日(水)～	3月19日(日)		甲南図書交流館
	ミニ花展	3月12日	日	10時～17時30分	水口図書館
コンサート	ホワイトデーコンサート	3月10日	金	19時30分～21時	信楽図書館
その他	蔵書点検のため休館	2月19日(日)～	2月25日(土)		土山図書館
	女性のためのビジネス読書会	3月 1日	水	10時30分～11時30分	水口図書館

開館時間	問合せ・申込み	休館日・閉館日
10時～18時 ※甲南図書交流館の夜間開館は休止しています。	水口図書館 ☎ 63-7400 Fax 63-4737 土山図書館 ☎ 66-1056 Fax 66-1067 甲賀図書情報館 ☎ 88-7246 Fax 88-7005 甲南図書交流館 ☎ 86-1504 Fax 86-1505 信楽図書館 ☎ 82-0320 Fax 82-3921	木・金・第3水曜日 月・火・第4金曜日 木・金・第4水曜日 月・火・第4水曜日 月・火・第4木曜日

図書館の詳細情報は下記または甲賀市図書館ホームページまで
<http://lib.city.koka.lg.jp>



共生社会の実現を!

～個性を理解し、尊重しあえる社会に向けて～

Vol.6
できることから始めよう

わたしたちができることの例

- 駅の券売機の手伝い
- 絵や写真の指差しによる意思確認や、筆談による会話など、いろいろな手段で意思を伝え合う工夫をする
- 手話や点字などの言語、スマートフォン等のバリアフリー機能を勉強する
- 障がいのある方の日常的な「困りごと」を調べる



相手に寄り添って、相手に応じた方法で
コミュニケーションをとりましょう。

問合せ 障がい福祉課 **Tel** 69-2161 **Fax** 63-4085

令和3年10月、「甲賀市手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例」を施行しました。この条例は、以下の2つを基本理念として、共生社会の実現に取り組むために作られました。

- ①手話が言語であることへの理解を促進する
- ②手話を含む多様なコミュニケーション手段の利用機会を確保する

そして「市」「事業者」「市民」のそれぞれの立場に役割を決めて、共生社会の実現をめざします。具体的な市民の役割として以下の2つを挙げています。

- 基本理念の理解をする
- 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行う

今回は、身近な場面でできることについて紹介します。相手に合った情報の伝え方で、相手が情報を伝えられるように、また、相手に合った情報の受け取り方で、相手が情報を受け取れるように、合理的配慮に心がけてください。

※合理的配慮とは、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。